

様式第 3 - 4 号

令和 8 年 4 月 8 日

## 公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定に基づき、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を別紙のとおりとしたので、同条第 9 項の規定に基づき公示する。

群馬県知事 山本 一太

登録番号	20	登録年月日	平成15年9月10日				
登録検査機関の名称	利根沼田農業協同組合						
代表者氏名	代表理事組合長 田村 活幸						
主たる事務所の所在地	群馬県沼田市東原新町1940番地1						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産大豆、国内産そば						
検査を行う区域	農産物検査員			成分検査業務受委託先			
	氏名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
群馬県	松井 大輔	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K102023014				
	金子 未咲	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K102023016				
	片野 凌大	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K102023017				
	坂西 和世	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K102026010				
	長谷川 慎吾	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K102026011				
	関 隆雅	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K102026012				
	木樽 俊介	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K102026013				
備考	略称「利根沼田」 4名新規登録(もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば) 3名農産物の種類追加(そば)						

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。